

県立療育福祉センター及び中央児童相談所の
今後のあり方を考える会
分科会（第2回）



日時 平成24年7月24日(火)18時30分～
場所 高知県庁 正庁ホール

目次

- 前回の主な意見
- 論点と方向性(案)
 - ・障害児部門統合後の中央児童相談所と療育福祉センターの連携
 - ・保護者への支援
 - ・市町村等への支援

○ 資料

- ・障害児部門統合後の中央児童相談所と療育福祉センター(医療部門)との関係(案)
- ・障害のある子どもの相談支援体制
- ・現在の相談通園部の体制と障害相談担当部署の今後の方向性



| 項目 | 前回の主な意見 |
|--------------------------|--|
| 療育福祉センターとの連携及び児童相談体制について | <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="495 268 2092 512">・児童相談所で障害相談を受けて、医学的診断や療育的プログラムを立てようとするとき、ドクターが児童相談所にいなければ、いくら「緊密な連携を」、「情報共有するためのシステム化を」といったところで、実現は難しい。ドクターをどうするのかを議論しておく必要がある。(赤井委員) <li data-bbox="495 603 2092 783">・現在の療育福祉センター相談通園部の事務を見ると、必ず、医療部門や他の部署との連携の部分がでてくる。児童相談所に事務が移った時に、利用者にとって、今まで受けていたサービスが低下しないような形で支援ができるのか。(門吉委員) <li data-bbox="495 874 2092 1054">・障害のある子どもの保護者は、医療に期待している部分が多い。児童相談所に業務を移した後も、今までの療育福祉センターで受けていたサービスのレベルを下げないようにするために、もっと具体的な業務システム・組織を作る必要がある。(赤井委員) |

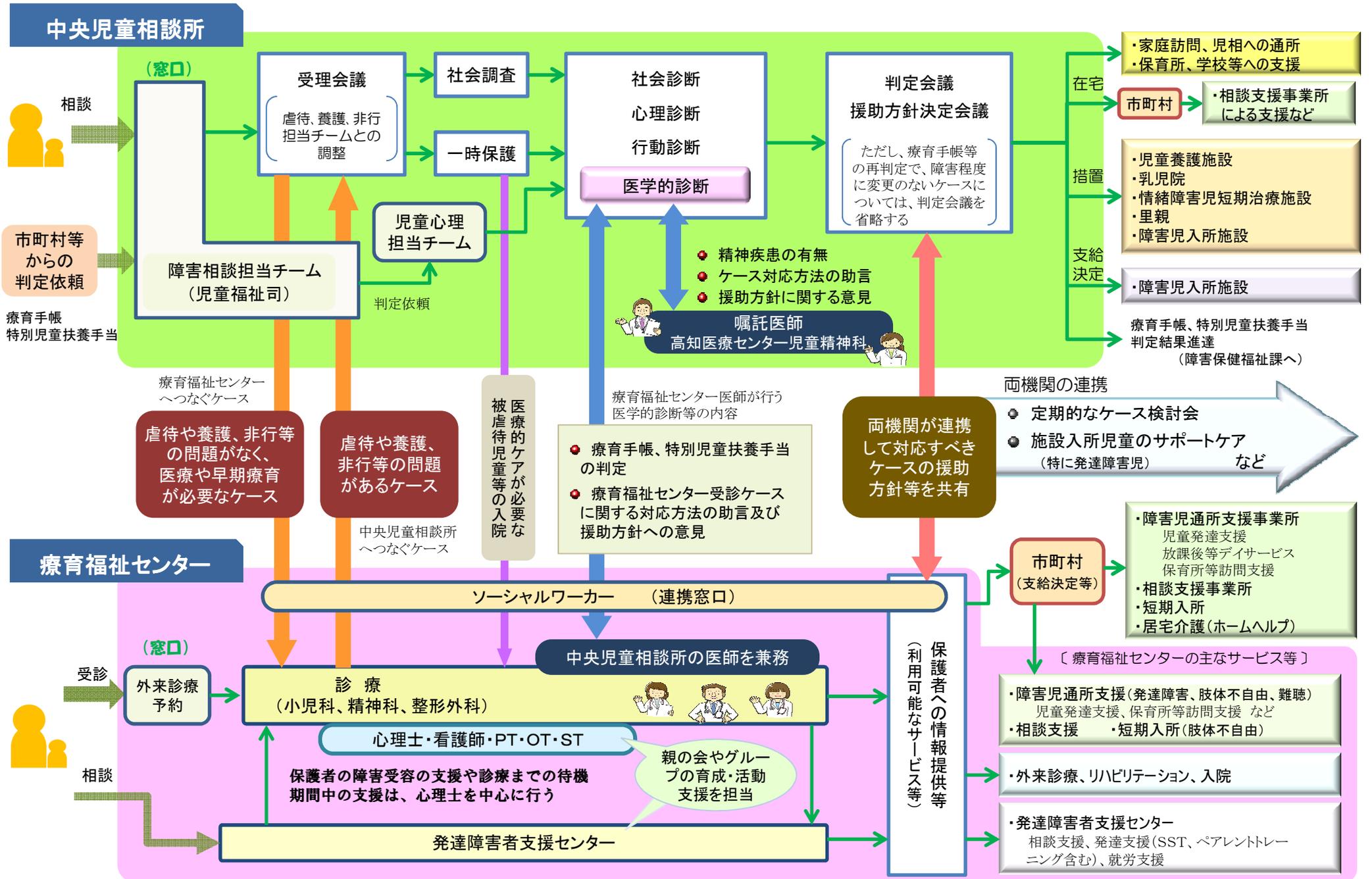
- ・療育福祉センターから中央児童相談所に業務を移すにあたって、どの部門のどの職種をどれだけの人数動かすのか。(赤井委員)
- ・今までの療育福祉センターで、できていなかった部分について、児童相談所に移った時に、確実にできるようになるという整理ができていない。そのまま児童相談所に移ってきても、同じような問題になるのではないか。(門吉委員)
- ・本来、児童相談所は、障害の有無に関わらず、全ての子どもの相談を受ける機関であり、障害のある子どもは別の機関へという今の体制のほうが変則的である。療育福祉センターに障害相談を移したことで、児童相談所の心理職の専門性が偏ってしまい、心理職自身が自らの判断で専門性を活かした支援を行うことができなくなっている。(川崎委員)
- ・中央児童相談所の新体制については、最初のうちは新体制「案1」でやるべき。(障害相談を専門に対応する担当を置き、その際は、療育福祉センターの相談通園部をそのまま持ってくるようなイメージで)(赤井委員)

| 項目 | 前回の主な意見 |
|-------------|--|
| 保護者への支援について | <ul style="list-style-type: none">・発達障害に関する相談件数は増加傾向にあり、ニーズが高まってきていることが窺えるが、その他の、例えば知的障害に関する相談については、ニーズが少なくなっているわけではないと思うが、相談を受ける側の対応が十分でないために、ニーズが縮んでしまっていると感じる。今後、組織が変わって、相談の体制を整えば、相談のニーズが高まっていく可能性があることを十分予測しておく必要がある。（南委員） ・障害のある子どもの親の会への支援は、親の会の自立によって減少したと書かれているが、親の会は成長していったが、相談を受ける側がそれに伴ってこなかったため、支援をあきらめている部分もある。もう少し見方を変えていく必要がある。（南委員） ・自分の子どもに障害があるかもしれないと不安に思い、本当に困って相談に来た保護者に対し、待たせることなく、必要な時期に必要な支援を行うことができるシステムを考える必要がある。（川崎委員） |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>市町村等への支援 について</p> | <p>・法改正により直接支援は市町村の役割となり、県の役割は、直接支援から間接支援へと移ったが、「改善の方法」には、「必要な直接支援を行っていく。」とある。県として、どういったスタンスで直接支援を行うのか。 また、県が直接支援を行うのは、市町村の体制が整う間の暫定的なことなのか。 (赤井委員)</p> |
| <p>その他</p> | <p>・資料の1・2ページに書かれている「現状と課題」は、理念的課題、政策課題、今すぐ対応すべき課題に分けて整理したうえで検討する必要がある。 また、「改善の方法」や「今後のあるべき姿」は、あまりにも理想的な内容となっているので、この会の中でもう少し現実的な内容にしていく必要がある。(赤井委員)</p> |

資料

障害児部門統合後の中央児童相談所と療育福祉センター(医療部門)との関係 (案)

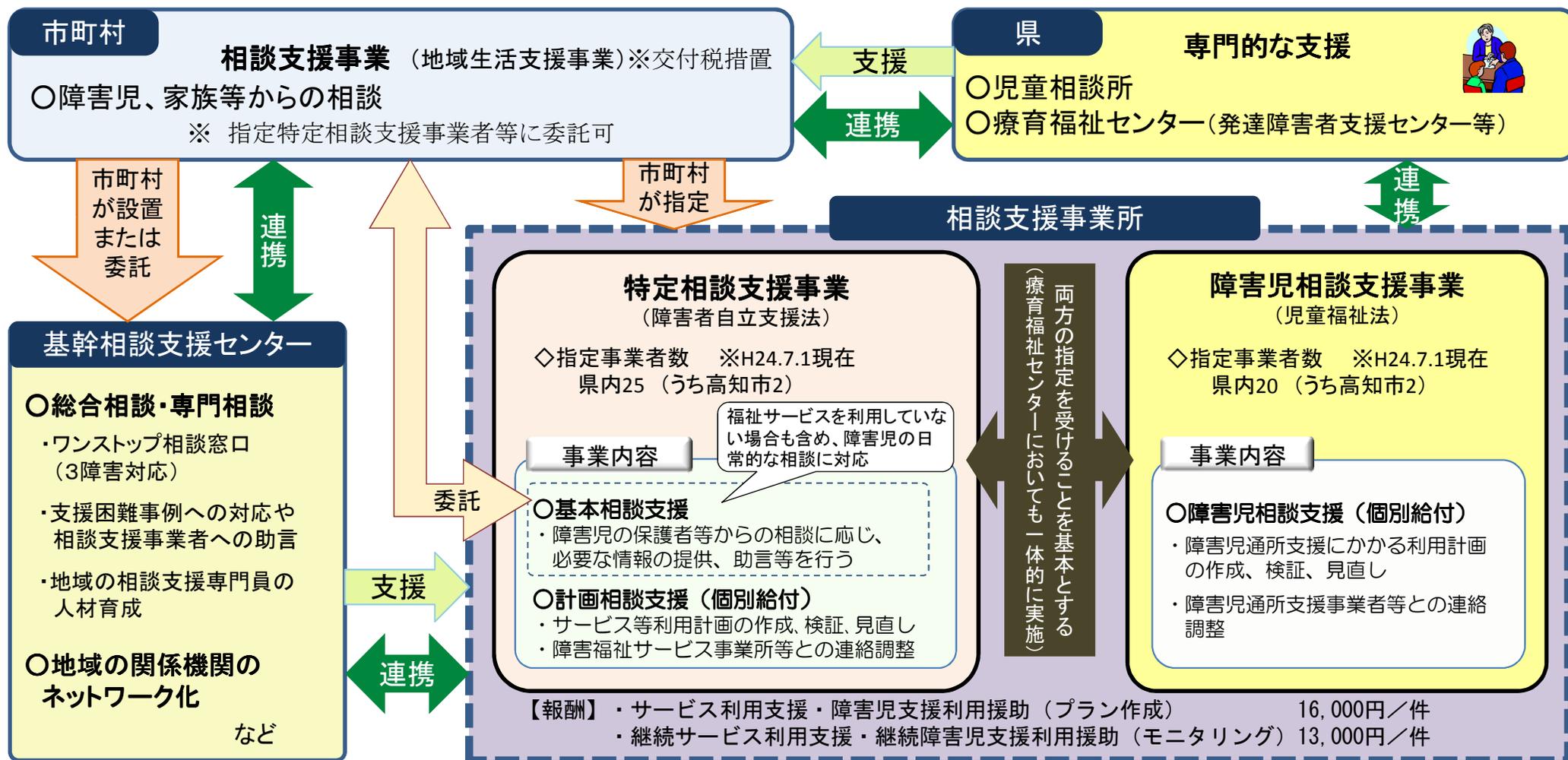


障害のある子どもの相談支援体制

相談支援の充実（H24年4月～）

〔障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正〕

- **関係機関による重層的な相談体制を構築し、ライフステージに応じた途切れのない相談支援を継続**
障害児相談支援事業の創設、基幹相談支援センターを市町村に設置
- **日常的には、相談支援事業所が、相談や見守り、必要なサービスの利用援助などを行い、障害児とその家族を支援**



現在の相談通園部の体制と障害相談担当部署の今後の方向性

参考

障害児部門が療育福祉センターに移る前の体制

H10.4.1現在

中央児童相談所 判定班

| | |
|------------|----|
| 班長(心理判定員) | 1人 |
| (業務課長を兼務) | |
| 心理判定員 | 3人 |
| 保健婦 | 1人 |
| 福祉専門員(非常勤) | 1人 |

心理判定員 2人

中央身体障害者更生相談所

| | |
|----------|----|
| 心理判定員 | 1人 |
| 職能判定員 | 1人 |
| 身体障害者福祉司 | 1人 |

幡多身体障害者更生相談所

身体障害者福祉司 1人

精神薄弱者更生相談所

中央児童相談所及び幡多児童相談所の職員が兼務職員として業務を行う。

療育福祉センター相談通園部 H24.4.1現在

| | |
|-------------|----|
| 相談通園部長(福祉司) | 1人 |
| チーフ(心理判定員) | 1人 |
| 福祉司 | 3人 |
| 心理判定員 | 3人 |

児童相談所の業務

- ①児童の発達・療育相談に関すること
- ②障害児施設給付費・医療費の支給決定(及び措置決定)と保護者負担金に関すること
- ③特別児童扶養手当の認定に関すること
- ④療育手帳の新規・確認判定に関すること
- ⑤重症心身障害児の在宅指導に関すること
- ⑥市町村及び関係機関への支援、研修に関すること
- ⑦障害児の関係団体への支援、連携に関すること
- ⑧巡回相談の実施に関すること

身体障害者及び知的障害者更生相談所の業務

- ①更生相談に関すること
- ②自立支援医療(更生医療)給付判定に関すること
- ③補装具費支給判定に関すること
- ④療育手帳の新規・確認判定に関すること
- ⑤施設入所調整会議に関すること
- ⑥判定結果に係る情報提供に関すること
- ⑦市町村及び関係機関への支援、研修に関すること
- ⑧障害者の関係団体への支援、連携に関すること
- ⑨巡回相談の実施に関すること

障害相談担当部署の今後の方向性(案)

療育福祉センターとの連携

- 療育福祉センターの医学的診断や発達障害者支援センターの機能と技術を活用する仕組みや体制についての協議
- 発達障害者支援センターと適切な連携を図り、発達障害児への相談支援を実施
- 療育福祉センターと中央児童相談所間のつなぎと、その後の情報共有
- 障害相談担当部署への適切な人員配置
- 県民の利便性向上のための合築
- 一時保護所の環境整備

保護者への支援

- 障害受容、早期療育に向けた体制の充実
- 保護者の悩みを軽減するための情報提供と療育福祉センターや市町村等関係機関との情報共有
- 療育福祉センターによる保護者グループの育成支援と保護者同士が交流するための多目的スペースの確保
- 市町村が確実に子どもと保護者を支援できるよう、市町村母子保健担当や県の福祉保健所と連携して支援を実施
- 障害のある子どもとその保護者が、必要なサービス等の選択と利用ができるよう、市町村と協力して保護者等への情報提供を行う。

市町村等への支援

- 療育福祉センターと役割を分担し、市町村等の研修生の受け入れと職員研修を実施
- 「自立支援協議会」の「こども支援部会」への参加
- 保育所や学校への巡回相談の実施と市町村と連携した困難ケースへの直接支援の実施
- 障害相談担当部署の機能と役割を県民の方や関係機関等に周知する。